

# 理事会会議資料

(平成30年度第1回)

平成30年6月1日(金)

社会福祉  
法人 神栖市社会福祉協議会

## 平成30年度第1回神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成30年6月1日(金)

午後2時00分～

場 所：神栖市保健・福社会館

### 1. 会議適正審査報告

### 2. あ い さ つ

### 3. 議 長 選 出

### 4. 議 事

議案第1号 補欠評議員の選任候補者推薦について

議案第2号 平成29年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認について

議案第3号 平成30年度定時評議員会の招集について

議案第4号 神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼう  
の家にかかる第4期指定管理事業者への応募について

### 5. 閉 会

議案第1号

補欠評議員の選任候補者推薦について

<提案理由>

平成30年3月31日付で評議員の辞任届を受理した小林正明氏（特別養護老人ホームしおさい苑）、及び、野口豊子評議員の所属する「神栖市母の会」から、評議員推薦者を変更する旨の申出を受けたため、後任の評議員2名について、評議員選任規程第2条の規定に基づき、候補者を推薦するものです。

候補者推薦案と併せ、評議員の選任を行う「評議員選任委員会」の招集について、ご審議の上決議願います。

平成30年 6月 1日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

平成30年 6月 1日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
平成30年度 第1回 理事会

## 評議員選任案

役職名	前任者氏名	後任評議員推薦案	
		氏名	選出区分(所属・役職等)
評議員	小林 正明	山本 保憲	社会福祉に関係のある団体 －高齢者関係福祉施設 (特別養護老人ホームしおさい苑 副施設長)
評議員	野口 豊子	藤代 容子	社会福祉に関係のある団体 －市民活動グループ (神栖市母の会 会長)

※ 任期：平成30年4月1日から平成33年度定時評議員会終結時まで

## 評議員選任委員会の招集(案)

1. 開催日時 平成30年6月1日(金) 午後3時45分から(予定)
2. 開催場所 神栖市保健・福祉会館内
3. 委員氏名 中山 照明(本会監事 ) ※委員長  
徳永 正克( " )  
鈴木 伸洋(外部委員－司法関係者)  
人見 隆(本会役員経験者 )  
橘田 勝(本会事務局長 )

議案第2号

平成29年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認について

<提案理由>

定款第39条及び経理規程第57条の規定に基づき、平成29年度の事業報告書及び決算について、別添「平成29年度事業報告書及び収支決算書」及び附属明細書のとおり作成しましたので、ご審議の上承認願います。

なお本案につきましては理事会決議後、定時評議員会へ上程いたします。

平成30年6月1日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

平成30年6月1日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
平成30年度 第1回 理事会

議案第3号

平成30年度定時評議員会の招集について

<提案理由>

定款第14条の規程に基づき、平成30年度定時評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上決議願います。

平成30年度定時評議員会

開催日時 平成30年6月28日(木) 午前10時から

開催場所 神栖市保健・福社会館

議事案件 議案第1号 補欠役員の選任

議案第2号 平成29年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認

招集予定 評議員40名

平成30年 6月 1日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

平成30年 6月 1日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
平成30年度 第1回 理事会

## 議案第4号

神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家にかかる  
第4期指定管理事業者への応募について

### <提案理由>

標記2事業は、平成18年度から神栖市の指定管理者として運営しておりますが、本年度をもって第3期の指定期間が満了となります。

第4期（平成31～35年度の5年間）指定管理者に関して、神栖市担当課（障がい福祉課）からは、利用者の範囲・定員、運営形態（利用料方式）など全て今期と同じ仕様で、事業者を公募（応募要項は8月提示予定）することが伝えられています。

この5年の間に、のぞみやきぼうの家と同じ「生活介護」「就労継続支援」を提供する民間福祉事業所が市内に複数誕生し、現在もそれぞれ特色ある取り組みがされています。

社協には、中立公正な立場で、民間福祉事業所を応援しつつ、民間が参入しない分野に特化した事業運営・組織構成が求められています。特に、社会問題化している、引きこもりの方や精神障害者支援、発達障害児支援、成年後見まで含めた権利擁護活動などは、社協の専門性・強みを発揮できる取り組みであり、今後さらに充実させる必要があります。

以上の理由を考慮して、第4期指定管理事業者への応募について、ご審議いただきたく提案いたします。

なお、本会がこれまで「地域福祉活動計画」等で示してきた、指定管理事業をはじめとする福祉サービスの提供に関する方向性、また、第3期指定期間中の事業実績・収支状況については次項に記載の通りです。

平成30年 6月 1日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

平成30年 6月 1日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
平成30年度 第1回 理事会

## 指定管理事業に関する今後の方向性（案）、及び第3期（平成26～30年度）の実施状況

### 1. 今後の方向性（案）

社協の役割は、行政や民間事業所では取り組めない分野の福祉活動を開拓・推進することで、社会資源が充足し市場化された分野で活動を続けることとは、社協の中立性が損なわれ、利用者や他事業所との利益相反の問題も発生します。そのため、介護保険分野では既に多くの事業を終了させ、継続する事業も「地域福祉活動計画」で位置づけを明確化してきました。現在、市が公募で事業者を選定する事業に社協が参入しなければならぬ理由は5年前よりも減少しており、また第3期中の収支状況(下表)をみても継続を主張できる立場にはありません。

### 2. 実施状況（利用実績）

	福祉作業所さきぼうの家（月～金。定員30名）				障害者デイサービスセンターのぞみ（月～土。定員20名）				
	営業日	利用者延べ人数		日平均利用	営業日	利用者延べ人数		日平均利用	
		生活介護	就労継続			生活介護	放課後デイ		
平成26年度	243日	1,988人	2,434人	4,422人	310日	2,712人	187人	2,899人	9.4人
平成27年度	243日	1,636人	3,051人	4,687人	312日	2,996人	307人	3,303人	10.6人
平成28年度	242日	1,722人	2,972人	4,694人	310日	2,671人	285人	2,956人	9.6人
平成29年度	243日	2,004人	3,052人	5,056人	311日	2,444人	257人	2,701人	8.7人

### 3. 実施状況（収支。30年度は当初予算額）

	福祉作業所さきぼうの家			障害者デイサービスセンターのぞみ			備考
	収入（うち指定管理料）	支出	収益	収入（うち指定管理料）	支出	収益	
平成26年度	37,807,940（7,203,000）	34,915,119	2,892,821	51,734,551（14,132,000）	58,174,635	-6,440,084	財調 394万円補填
平成27年度	34,070,839（2,397,000）	31,251,172	2,819,667	48,065,101（4,868,000）	53,665,101	-5,600,000	財調 280万円補填
平成28年度	31,746,183（0）	30,549,882	1,196,301	40,576,572（0）	40,558,528	18,044	本部へ繰入 117万円
平成29年度	34,925,210（0）	28,494,964	6,430,246	40,180,780（0）	40,022,348	158,432	本部へ繰入 600万円
平成30年度	34,003,000（0）	30,715,000	3,288,000	41,856,000（0）	41,427,000	429,000	本部へ繰入 328万円
累積収益			16,627,035			-11,434,608	



## <資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

### < 定 款（平成29年4月改訂） >

#### （評議員の資格）

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

#### （評議員の選任及び解任）

第9条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

#### （評議員の任期）

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

#### （招 集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### （構 成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### （権 限）

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

#### （招 集）

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

#### （議 長）

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

#### （決 議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

#### < 評議員選任規程（平成28年12月一部改訂） >

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第2条 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

2 評議員候補者の推薦は、別表に定めるところにより行う。

(評議員選任・解任委員会の設置)

第3条 評議員の選任及び解任を行うための機関として、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(評議員の選任)

第4条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

別表

区 分	人数
1. 地域福祉事業に関心を持つ者（福祉活動の地域別代表者）	10～16
2. 学識経験者等	
3. 社会福祉に関係のある団体の代表者（医薬関係団体、高齢者施設、児童関係施設、商工団体、企業団体、教育関係、子ども会育成連合会、NPO法人、市民活動グループ、ボランティア連絡協議会、シニアクラブ連合会、身体障害者福祉協議会等）	16～22
4. 行政関係者	1～2
合 計	27～40

＜経理規程（平成 29 年 4 月 改正）＞

（会計年度、計算関係書類及び財産目録）

第 5 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次の計算書類及び第 3 項に定める附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| (1) 法人単位資金収支計算書及び資金収支内訳表 | (6) 事業区分貸借対照表内訳表 |
| (2) 法人単位事業活動計算書及び事業活動内訳表 | (7) 拠点区分資金収支計算書  |
| (3) 法人単位貸借対照表及び貸借対照表内訳表  | (8) 拠点区分事業活動計算書  |
| (4) 事業区分資金収支内訳表          | (9) 拠点区分貸借対照表    |
| (5) 事業区分事業活動内訳表          |                  |

3 付属明細書として作成する書類は下記とする。

- |                               |                                |
|-------------------------------|--------------------------------|
| (1) 基本財産及びその他の固定資産の明細書        | (10) 基本金明細書                    |
| (2) 引当金明細書                    | (11) 国庫補助金等特別積立金明細書            |
| (3) 拠点区分別 資金収支明細書             | (12) 積立金・積立資産明細書               |
| (4) 拠点区分別 事業活動明細書             | (13) 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用) |
| (5) 借入金明細書                    | (14) 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)  |
| (6) 寄附金収益明細書                  | (15) 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)   |
| (7) 補助金事業収益明細書                | (16) 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)      |
| (8) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書        |                                |
| (9) 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 |                                |

4 財務諸表、附属明細書及び財産目録は、消費税等の税込金額により記載する。

5 計算関係書類及び財産目録は電磁的記録をもって作成する。

6 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示する。

（計算関係書類及び財産目録の作成）

第 55 条 会計責任者は、第 5 条第 2 項に規定する計算関係書類及び財産目録案を作成し、会長に提出する。

（計算関係書類及び財産目録の監査）

第 56 条 会長は、計算関係書類及び財産目録を監事に提出する。

2 会長は、次のいずれか遅い日までに、監事から、計算関係書類及び財産目録についての監査報告を受けなければならない。

①計算書類を提出した日から 4 週間を経過した日

②計算書類の附属明細書を提出した日から 1 週間を経過した日

（計算関係書類及び財産目録の承認）

第 57 条 会長は、第 56 条の監査を受けた計算関係書類及び財産目録を理事会に上程し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を受けた計算関係書類並びに監査報告を定時評議員会の招集通知に添付し、計算関係書類及び財産目録について承認を受けなければならない。

（計算関係書類及び財産目録の備置き）

第 58 条 会計責任者は、前条の理事会の承認を受けた計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を、定時評議員会の 2 週間前の日から 5 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。